

令和6年度三原市シティプロモーション推進事業（効果的情報発信業務）受注者選定に係る
公募型プロポーザル手続きの開始について（公告）

次のとおり企画提案を募集します。

令和6年4月12日

三原市長 岡田 吉弘
（広報戦略課）

1 業務概要

(1) 業務名称

令和6年度三原市シティプロモーション推進事業（効果的情報発信）業務

(2) 目的

第2期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2期三原市シティプロモーション戦略（以下「戦略」という。）に基づき、本市が市内外から「選ばれるまち」となるため、市民や企業、市役所による総力戦で、話題となる情報を発掘・深掘りし、まちの魅力として効果的に発信することで、三原のイメージの向上やブランドを確立し、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するとともに、ふるさと納税の獲得につなげていくことを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算上限額

4,000千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (7) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。
- (8) 三原市内に本店又は支店その他営業所を有する者であること。

3 添付資料

- (1) 令和6年度三原市シティプロモーション推進事業（効果的情報発信業務）受注者プロポーザル選定募集要項
- (2) 令和6年度三原市シティプロモーション推進事業（効果的情報発信業務）業務仕様書

4 問合せ先

三原市経営企画部広報戦略課 シティプロモーション推進係 担当：三信、阿草
〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
Tel 0848-67-6016 Fax 0848-64-7101
E-Mail アドレス koho@city.mihara.hiroshima.jp